

賛助会員制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款の規定に基づき、公益財団法人メニコン芸術文化記念財団（以下「当財団」という。）の賛助会員制度である「サポーター制度（以下「本制度」という。）」における本制度会員（以下「サポーター」という。）の入会及び退会並びに会費の納入及び特典等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本制度の趣旨)

第2条 本制度は、法人又は団体若しくは個人が、音楽、演劇、舞踊その他の芸術及び芸能の振興並びに地域の芸術文化・教育の発展に寄与することを目的とする当財団の公益目的活動に賛同し、後援する会員制度とする。

(サポーター)

第3条 サポーターの種類は次のとおりとする。

- (1) 法人サポーター
当財団の公益目的活動に賛同する法人又は団体
- (2) 個人サポーター
当財団の公益目的活動に賛同する個人

(入会及び有効期間等)

第4条 サポーターは、本規程を承認の上、サポーターの種類に応じて当財団に入会を申し込み、所定の会費を納め、かつ、当財団の代表理事による承認を得た法人又は団体若しくは個人とする。

- 2 入会の申込みに必要な書類その他の手続きについては、当財団が定めるところによるものとする。
- 3 各種手続きにおいて必要とする場合は、当財団は、サポーター本人を証明するものとして公的機関発行書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、健康保険証等）の提示を求めることができるものとする。
- 4 18歳未満の個人が入会を申し込む場合は、保護者の同意を得た上で手続きを行うものとする。
- 5 サポーターの有効期間は1年間とし、四半期毎（4・7・10・1月の4回）に受付期間を区切り、まとめて入会手続きを行う。

（例）2025年5月2日入金 → 有効期間 2025年7月1日～2026年6月30日

- 6 サポーターは、有効期間の更新を希望する場合、有効期間満了前に所定の更新手続きを行い、所定の会費を納めるものとする。この場合、新たな有効期間は元の有効期間満了日翌日から 1 年間とする。また、更新手続きのタイミングで口数の増減は可能とする。

(会費)

第5条 サポーターは、次に掲げるサポーターの種類ごとに定める会費を最低額として、当財団が定める方法により当財団に支払うものとする。

(1) 法人サポーター

一口 10 万円

(2) 個人サポーター

一口 1 万円

- 2 納入された会費は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- 3 会費は寄附金として取り扱い、消費税を含まないものとする。

(特典)

第6条 サポーターは会費を納入することにより次の特典を得るものとする。

(1) 法人サポーター

- ① 当財団の Web サイト等ホール関連媒体への法人名又は団体名の掲載
- ② 当財団の各種発行物への法人名又は団体名の掲載
- ③ 当財団の各種発行物の送付及び当財団主催公演等の情報の提供
- ④ 当財団無料企画（演者交流会など）への優先ご招待

(2) 個人サポーター

- ① 当財団の Web サイト等ホール関連媒体への個人名の掲載
- ② 当財団の各種発行物の送付及び当財団主催公演等の情報の提供
- ③ 当財団無料企画（演者交流会など）への優先ご招待

- 2 前項に掲げる特典は、サポーター本人にのみ適用するものとする。
- 3 当財団の指定する特典を受けるときは、当財団の定める方法により利用するものとする。
- 4 当財団の事業計画等により特典の内容は年度ごとに異なり、また、予告なく変更となる場合があるものとする。
- 5 天災地変その他当財団の責に帰することができない事由により特典の実施が不可能な場合、当財団はその責任を負わないものとする。

(会費の使途)

第7条 会費は、当財団の寄附金等取扱規程第 3 条に則り、原則として、定款第 4 条に規定する公益目的事業の用及び管理運営の用に供することができる。。

(届出事項の変更)

第8条 サポーターは、当財団に届け出た内容に変更が生じた場合には、直ちに当財団に変更事項を届け出るものとする。

- 2 前項による届け出がないために当財団からの通知、送付書類等が延着又は不到着となった場合においても、当財団はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第9条 サポーターは、当財団へ届け出ることによって、本制度を退会することができるものとする。

(資格の喪失)

第10条 当財団は、サポーターが次のいずれかに該当する場合には、サポーターとしての資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 申込書の内容に虚偽の内容があった場合
- (2) 本制度を通じて取得した公演チケット等を、インターネット・オークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず第三者へ転売したことを当財団が認めた場合
- (3) サポーターが当財団の業務を妨げ、信用を傷つける等、本制度及び当財団の不利益となる行為をした場合
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」等により、サポーターとして不適切であると当財団が判断した場合
- (5) 法人サポーターが解散等した場合
- (6) 個人サポーターが死亡等した場合
- (7) 本制度を廃止する場合
- (8) その他本制度の運営上、サポーターとして不適切と当財団が判断した場合

(個人情報の取り扱い)

第11条 当財団は、サポーターから提出された個人情報（氏名、住所、電話番号など）や購入履歴などの情報（以下「サポーター情報」という）の取り扱いについて、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、当財団の個人情報取扱規程に則して、適切に取り扱うこととする。

- 2 当財団は、サポーター情報を次の目的のために使用することとする。
 - (1) 本制度特典提供の際の本人確認
 - (2) 本制度特典、主催公演等各種情報等の案内
 - (3) サポーターの資格に関する各種手続き

(4) 財団運営及び本制度サービス向上のための資料作成

- 3 当財団は、サポーター情報を取り扱う従事者に対し、保護の重要性とその責任を周知・徹底し、教育に努めることとする。
- 4 当財団は、サポーター情報の照会、訂正、削除等の申し出があった場合は、本人であることを確認したうえ、合理的な範囲内で速やかに対応することとする。
- 5 次項の場合を除き、当財団はサポーターの事前承諾無しに、サポーター情報を第三者に開示または提供を一切しないこととする。
- 6 法令に基づき裁判所、その他の司法機関および行政機関からサポーターに関する情報の開示を要求された場合または開示しないことがサポーターの不利益となることが判明した場合、当財団はサポーターに関して自らが有する全部または一部の情報を司法機関、行政機関、その他第三者に対して開示できるものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、当財団理事会の決議を経て行う。

- 2 当財団は本規程を本制度の運営に応じて随時改定できるものとする。この場合、当財団は速やかにサポーターに対し、通知するものとする。
- 3 本規程が改定された場合には、当財団がその内容を通知した後にサポーターが第6条のサービスを利用したことによって本規程の改定事項を承認したものとみなすこととする。

(その他)

第13条 本規程に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は、当財団が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、2025年4月1日から施行する。(2025年1月16日理事会議決)